
寝屋川市障害者長期計画

(第2次計画)

みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり

寝屋川市



は じ め に



本市では、市のまちづくりの指針である「寝屋川市総合計画」の部門別計画として、平成10年6月に「寝屋川市障害者長期計画」を策定し、「人間性の尊重に基づくノーマライゼーションの社会づくり」の基本理念のもとで、総合的かつ計画的な障害者施策の推進に努めてまいりました。

この間、国においては平成12年の社会福祉基礎構造改革を経て、障害者施策を取りまく状況が大きく変化し、平成15年度には支援費制度が導入され、平成18年度には障害者自立支援法が施行されました。

本市におきましても、平成18年度に障害者自立支援法に基づき「寝屋川市障害福祉計画（第1期計画）」を策定するとともに、今般、平成20年度から10年間の新たな障害者支援の基本方向となる「寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）」を策定いたしました。

この計画の基本理念は「みんなが“自分らしく”暮らしあうまちづくり」と定めました。ノーマライゼーションの理念が定着してきたことをふまえて、これからは障害のあるなしにかかわらず、誰もが地域社会のなかで“自分らしく”暮らすために、みんなで取り組んでいくことが大切になってまいります。

今後は、この障害者長期計画（第2次計画）に基づき、さらに障害者施策の推進に取り組んでいく所存ですので、市民の皆様や関係者の皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました多くの市民の方々や、寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

平成20年3月

寝屋川市長 馬場 好弘

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の策定方針	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の期間	2
(4) 計画の策定方法	2
(5) 計画の進行管理	2
2. 寝屋川市の概況	3
(1) 寝屋川市の概要	3
(2) 障害者数等の状況	4

第2章 障害者支援の基本方向

1. ノーマライゼーションのまちづくりの基本理念	7
2. 障害者支援の視点	7
3. 障害者支援の目標	8

第3章 障害者支援の推進方向

推進方向の体系	11
I. だれもがともに暮らせるまちづくり	19
1. 障害についての理解と支えあいの推進	19
(1) 障害についての理解の推進	19
(2) 地域で支えあう活動の推進	22
2. 快適で安全な生活環境整備の推進	25
(1) だれもが利用しやすいまちづくりの推進	25
(2) 安全なまちづくりの推進	29
II. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり	32
1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実	32
(1) 継続的な支援のしくみづくり	32
(2) 障害児の療育・教育の推進	34
(3) 生涯学習の推進	38
(4) 自立生活に向けた支援の推進	40
2. 就労や社会的活動への参加の推進	41
(1) 一般就労の推進	41
(2) 福祉的就労や日中活動の推進	45
3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進	47
(1) 保健・医療・リハビリテーションの推進	47

Ⅲ. 自分らしい生活を支えるサービスづくり	51
1. 情報提供と相談支援の充実	51
(1) 情報提供と相談支援の充実	51
2. 生活を支援するサービスの充実	56
(1) 地域での生活や介護を支援するサービスの充実	56
(2) 居住の場の確保の推進	60
(3) 経済的安定のための支援	62
3. 権利擁護に対する支援の充実	63
(1) 権利擁護に対する支援の充実	63

第4章 計画推進のための取り組み

(1) 計画推進体制の充実	67
(2) 事業の推進体制の充実	67
(3) 計画的・効果的な事業実施の推進	68

資 料

計画策定経過	69
寝屋川市障害者長期計画推進委員会設置要綱	70
寝屋川市障害者長期計画推進委員会委員名簿	71
寝屋川市障害者長期計画（第1次計画）の進捗状況と課題	72
計画策定にかかるアンケート調査の結果	91
用語説明	115

寝屋川市障害者長期計画（第2次計画）の体系

